[事案 30-172] 年金額割増支払請求

· 平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

年金払いに移行した場合の年金額が設計書の記載よりも少ないことを理由に、設計書の記載どおりの支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和60年8月に契約した終身保険について、以下の理由により、10年確定年金による年金 払いに移行した場合の年金額を、設計書の記載どおりの金額としてほしい。

- (1)契約時に比べて経済情勢が悪化しているとはいえ、あまりにも年金額が低すぎる。金額の根拠が理解できない。
- (2)契約時に募集人から、本契約の将来の配当金額は変動するが、年金額は確定しているかのような説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人に提示した年金額は、定款・約款にもとづいて適切に計算されたものである。
- (2) 設計書やパンフレットにおいては、配当金の額は今後変動することがあること、配当金の利率は経済情勢等によって変わるものであることが明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書の記載どおりの年金額が支払われるという内容の契約が成立していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。